

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく 健全化判断比率及び資金不足比率について

平成30年10月1日
南砺市市長政策部財政課

平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により公表します。

この法律は、従来の地方公共団体の財政再建制度には分かりやすい財政情報の開示や早期是正機能がない等の問題が指摘されていたことから、透明な財政状況を映し出す新たな指標の創設とその開示の徹底、経営悪化の初期段階から経営健全化計画の策定を義務づけることにより自律的な経営改善を図ることを目的として制定されました。

当市では、健全な財政運営の実現に向けて本比率を活用し、年度間の比較や他市との比較などを継続的に行っています。

1 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」について

以下の①～④をあわせて「健全化判断比率」といいます。

① 実質赤字比率

標準財政規模（※）に占める一般会計等における赤字額の割合

② 連結実質赤字比率

標準財政規模に占める全会計における赤字額の割合

③ 実質公債費比率

標準財政規模に占める一般会計等が負担する元利償還金（特別会計や公営企業会計における企業債償還金に充てる繰出金及び一部事務組合に対する建設負担金等を含む）の割合（平成27年度～平成29年度の3か年度平均値）

④ 将来負担比率

標準財政規模に占める一般会計等が将来負担する負債（特別会計並びに公営企業会計、一部事務組合及び地方公社並びに第三セクターを含む）の割合

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの事業規模に占める資金の不足額の割合

（※）標準財政規模

地方自治体の一般財源の標準的な大きさを示す指標であり、地方自治体が標準的に収入しうる経常一般財源の大きさを表します。

2 当市の状況について

(1) 健全化判断比率

以下のとおり、全ての指標において基準値以内となっています。実質公債費比率については、地方債の任意繰上げ償還を継続的に実施していることや、交付税措置率の高い地方債を借入れていることにより、非常に低い値となっています。しかし、標準財政規模を構成する普通交付税や税収等の減により、中長期的には上昇していくことが予想されます。

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
健全化 判断比率	－（なし）	－（なし）	3.9%	－（なし）
	（参考） 実質黒字比率 7.23%	（参考） 連結実質黒字比率 27.50%		

＜参考＞当市に適用される基準

早期健全 化基準	12.37%	17.37%	25.0%	350.0%
財政再生 基準	20.00%	30.00%	35.0%	

※健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合、財政健全化計画の策定や外部監査の要求が義務付けられます。

※①、②、③のいずれかが財政再生基準以上となった場合、財政再生計画の策定が必要となり、地方債の起債の制限や国等による関与を受けることとなります。

(2) 資金不足比率

現在、当市の公営企業において資金不足は生じていません。しかし、これは一般会計からの基準外繰入れを含めた結果であり、地方公営企業法の全部又は一部を適用する法適用事業については、独立採算（経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって賄う）という公営企業の大原則に基づいた経営に向けて、基準外繰入れの縮減に取り組んでいかなければなりません。

	⑤資金不足比率
水道事業会計（法適用）	－
病院事業会計（法適用）	－
下水道事業会計（法適用）	－
工業用地造成事業特別会計（法非適用）	－

＜参考＞当市に適用される経営健全化基準

経営健全化基準（公営企業ごと）	20.0%
-----------------	-------

※「－」は、資金不足が生じていないことを表しています。

※資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合、経営健全化計画の策定が義務づけられます。